

平成 2 9 年
第 5 回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

〔○期日：平成 2 9 年 4 月 2 7 日
○会場：西那須野庁舎 3 F 3 0 4 会議室〕

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 平成29年 4月27日(木)
 - ・開会：午後 3時00分
 - ・閉会：午後 5時17分

2 会場

- 西那須野庁舎 3F 304会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 大澤 真弓
- 委員 神島 仁誓
- 委員 臼井 祥朗
- 委員 田村 伸之

※前回会議録署名委員

- ・大澤 真弓 委員
- ・神島 仁誓 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 稲見 一志
- 教育総務課長 富山 芳男
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 室井 勉
- スポーツ振興課長 後藤 修

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 平井 克巳
- 教育総務課総務係長 菊地 直路

6 傍聴人

- 1人

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

- 議案第1号 那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
(教育総務課) …可決
- 議案第2号 那須塩原市奨学生選考委員会委員の委嘱について
(教育総務課) …可決
- 議案第3号 那須塩原市文化財保護条例施行規則の一部改正について
(生涯学習課) …可決
- 議案第4号 那須塩原市文化財保護審議会委員の委嘱について
(生涯学習課) …可決
- 議案第5号 那須塩原市文化会館等運営委員会委員の委嘱について
(生涯学習課) …可決
- 議案第6号 那須塩原市那須野が原博物館協議会委員の任命について
(生涯学習課) …可決
- 議案第7号 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致推進本部設置要綱の制定について
(スポーツ振興課) …可決
- 議案第8号 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致に係る庁内検討委員会設置に関する要領の制定について
(スポーツ振興課) …可決
- 報告第1号 区域外就学及び指定校変更について
(学校教育課)
- 報告第2号 平成29年度準要保護児童生徒の認定について
(学校教育課)

■ 会議録

1 開会

- 午後 3 時 0 0 分、大宮司教育長が平成 2 9 年第 5 回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

それでは、平成 2 9 年第 5 回那須塩原市教育委員会定例会の開会いたしたいと思います。

次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○大宮司教育長

最初に私からの挨拶ということですが、年度初め、様々なセレモニー的なものが続きまして、委員の皆様方には、御足労お掛けしたことがたくさんありまして、大変お世話になりました。ありがとうございました。

先週は中学校の大きな行事でございます 3 年生の修学旅行がございました。京都方面に出かけてまいりましたが、無事に何事もなく実施できたということでありましてほっとしたところであります。また、その前には全国学習状況調査もありまして、始業式、入学式と学校はばたばたと新しい中で生活をしてきているのではないかと思います。気が付けばもう今週末からはゴールデンウィークということで、学校はそこで一息つくところもあるのではないかと考えているところであります。

教育委員会事務局の各課におきましても新しいメンバーが加わりましたが、スムーズな事務引継ぎが行われ、各課とも好スタートを切ったと感じをしております。また、異動により若干人も変わりました。新たな雰囲気でも以前にもましてさらに意欲的に職員も職務に立っているのではないかと大変うれしく思っているところであります。

この後、各課の事務事業の報告等もいただきますが、その中には課題もありますけれども、逆に課題があることにより職務にも意欲が湧くかと思いますので、課題の克服に向けて今後更に努力を重ねてまいりたいと思います。本日は、付議事件として、8 点の議案、そして 2 点の報告がございましたが、スムーズな議事の進行に御協力をいただければありがたいかと思っております。以上、冒頭のあいさつとさせていただきます。

3 会議録の承認

- 大宮司教育長が前回会議録の承認を求めたところ、内容に異議なく大澤委員及び神島委員が指名され、会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○大宮司教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○全委員

異議ありません。

○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

(暫時休憩)

5 付議事件

<議案第1号について>

○大宮司教育長

それでは、休憩前に続きまして会議を進めます。

会議次第5の「付議事件」に入ります。

はじめに議案第1号「那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明させます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

平成29年4月1日から学校におけるICT（情報通信技術）環境の整備に関する事務を教育総務課から学校教育課に移管することに伴い、教育委員会の事務分掌を定めた那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明があったとおりであります。要は、学校にとって1つであったものを事務処理上、教育総務課と学校教育課に分けていた、それを1つにまとめて学校

教育課の事務分掌として整理したということでございます。なお、ＩＣＴ環境の整備に留まらず保守あるいはセキュリティの管理、そういったものを含めるということでございます。

皆さま方から御意見あるいは御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

はい。確認ですけれども、資料に書いておりますが、今までは学校整備推進室のこの土木担当課といったところでやっていたということを学校教育課に移すということでよろしいですか。

○大宮司教育長

はい、部長。

○教育部長

学校整備推進室の事務分掌として土木担当課との連絡調整に関することは変わらずに残り、教職員のネットワークに関する事、教育用パソコンに関する事が事務分掌から無くなります。その代わりに、ＩＣＴ環境の整備に関する事という表現で学校教育課の事務分掌に新たに加わったという例規の改正でございます。

○臼井委員

はい、わかりました。

○大宮司教育長

前文にカッコ略と書いてありますとおり事務文書はたくさんありますが、変更ない部分につきましては、省略しておりますので学校整備推進室につきましては、土木担当課との連絡調整に関する事は、残っているという意味で表記をしているところです。

○臼井委員

はい、わかりました。

○大宮司教育長

ほかにいかがでしょうか。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

内容はわかりました。業務するうえで学校教育課に移した方が推進しやすいということですが、学校教育課学校指導係の負担が増えてしまうことになるかと思いますが、うまく引継ぎ等はされているのでしょうか。

○大宮司教育長

はい、教育総務課長

○教育総務課長

学校整備推進室でネットワークを担当していた職員が、４月１日から学校教育課に

異動しております。仕事と併せて人員配置をやらせていただいたということで負担のないよう、配慮したところであります。

○大宮司教育長

学校教育課学校指導係は、人員を1名増やしました。実質、今言ったとおり担当していた職員2名が異動しておりますので、スムーズな事務の継続は出来ていると考えております。

○田村委員

承知いたしました。

○大宮司教育長

はい、教育部長

○教育部長

この改正は本来3月に行うべきところでございます。規則の施行日が4月1日から適用となってございますが、これは人事異動の関係もございまして、人が異動しないとスムーズに業務も流れないということもありまして、人事異動後の処理、また、市内部の会議での審議もあり教育委員会への上程が今になったということで御理解をお願いしたいと思っております。

○大宮司教育長

人の異動も伴うものでありましたので今となりました。

ほかにございますか。よろしいですか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、他に御意見もありませんので、議案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第2号について>

○大宮司教育長

続いて議案第2号「那須塩原市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題いたします。まず事務局より説明させます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市奨学生選考委員会条例第3条の規定に基づき、平成29年度の委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

はい、事務局からの説明が終わりました。

御覧のように1番と2番の委員につきましては、教育委員の中から選出するというようなことでございますので、まずは二人の教育委員の方の選出をお願いいたします。

いかがいたしましょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

教育委員は4名の中からということですか。教育長も含まれますでしょうか。

○大宮司教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

委員4名の中からということになります。

○大宮司教育長

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

合併来、教育委員長と職務代理者がおりましたが、この度教育委員長が教育長を兼ねることになってまいりました。そのため職務代理者であります、大澤委員にお願いしたい。また、教育委員も皆で研鑽を積んだ方が良からうということで私も田村委員も他の庁内の委員会に出させていただきますが、たぶん神島委員は委員長を終わりになって他の庁内の委員会委員になっていないかと思いますので、大澤委員と神島委員の御二人にお願いしたいがよろしいでしょうか。

○田村委員

異議なし。

○大宮司教育長

臼井委員から推薦がありました。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

仕事の公平な分担もありますので、やらせていただきます。

○大宮司教育長

それでは、臼井委員から推薦がありましており、大澤委員と神島委員として名簿に御名前を記入願いたいと思います。

改めまして事務局から提案のありました「那須塩原市奨学生選考委員」につきまし

ては、この7名の方ということでよろしいでしょうか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしでございますので、この7名の方に決定いたします。

<議案第3号について>

○大宮司教育長

次に議案第3号「那須塩原市文化財保護条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

ここで、教育総務課長中座となります。

議案の説明を事務局からさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市文化財保護条例の一部改正による条文中の表記の統一に併せて、同施行規則の条文の表記の統一を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

はい、事務局からの説明がございました。

基本的には、条例の一部改正に伴って文言の整理を行ったというものでございます。

皆さま方から御意見御質問ございましたらよろしくお願いいたします。

○委員全員

特にありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第3号「那須塩原市文化財保護条例施行規則の一部改正」につきましては、原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、原案どおり可決いたします。

<議案第4号について>

○大宮司教育長

次に議案第4号「那須塩原市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

まず事務局から議案の説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市文化財保護条例施行規則第22条の規定に基づき、文化財保護審議会の委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

はい、事務局からの説明がございました。

新たに今年5月1日から2か年に渡る文化財保護審議会委員の委嘱ということでございます。

なお、説明にありましたとおり15名中14名につきましては継続、15番目の小中学校長代表が新任で校長会より選出されたということでございます。

これにつきまして、皆さま方から御意見御質問ございましたらお願いいたします。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

意見なしでよろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

それでは、議案第4号「那須塩原市文化財保護審議会委員の委嘱」につきましては、原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

○全委員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということで、原案どおり可決いたします。

<議案第5号について>

○大宮司教育長

次に議案第5号「那須塩原市文化会館等運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

まず事務局から議案の説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市文化会館等条例第13条及び15条第1項の規定に基づき、文化会館等運営委員会の委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

はい、事務局からの説明がございました。

那須塩原市文化会館等運営委員会につきましても、新たに今年5月1日から2か年に渡ります。10名中3名の方につきましては、新たにお願いする方でございます。

これにつきまして、委員の皆さま方から御意見御質問ございましたらお願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

文化会館等と書いてあるわけですが、三島ホールとかについてもいろいろと審議していくということなのでしょうか。

○大宮司教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

黒磯文化会館それから三島ホールも含めて審議していただく組織になりますので、等が入っております。

○大宮司教育長

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

それは三島ホールを含めた、黒磯文化会館と三島ホールの2つ施設のみですか。

○生涯学習課長

三島ホールを含めているため等としております。

○大宮司教育長

ほかにいかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第5号「那須塩原市文化会館等運営委員の委嘱」につきましては、原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということで、原案どおり可決いたします。

<議案第6号について>

○大宮司教育長

次に議案第6号「那須塩原市那須野が原博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

まず初めに事務局から議案の説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市那須野が原博物館条例第3条の規定に基づき、那須野が原博物館協議会の委員を任命するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

はい、事務局からの説明がございました。

今回、10名の委員の中、4名の方が新任ということでの提案でございます。

委員の皆さま方から御意見御質問ございましたらお願いいたします。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

社会教育関係の新任の方で石ぐら会の方がおりますが参考までに石ぐら会はどのような会なのかを教えてください。

○大宮司教育長

はい、生涯学習課長

○生涯学習課長

石ぐら会につきましては、那須野が原博物館のボランティア団体というような位置付けになっておりまして、そこで案内の説明の補助等をやっているグループということになります。合併前の旧西那須野町時代からこの石ぐら会がございます。

○大宮司教育長

併せて、歴史研究を行っている団体です。

○田村委員

有志の方で構成する会で職員とか過去の職員経験者とういことではないのですね。

○大宮司教育長

はい、ありません。

○田村委員

はい、わかりました。

○臼井委員

たくさんのボランティアがありますけれど石ぐら会さんが本当に母体になって博物館を支えているような団体です。

○大宮司教育長

那須野が原博物館としては。ミュージアムフレンズという団体もあり、こちらがいろいろなサポートをしている別の団体となります。

○田村委員

わかりました。

○大宮司教育長

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

先ほどの文化会館等の時もそうなのですが、それぞれの分野で一生懸命にがんばってらっしゃる市民の方で、大変良い方たちが委員さんの案で出ていると思っており賛成です。ただ、先ほどの文化財では専門の分野があるのだと思いますが、文化会館や那須野が原博物館のメンバーを見ますとそこを拠点として常に利用している団体の代表者の方がほとんどでございますので、将来は、例えば見る側、利用する側のお客さんの方等も委員に人選してみるのもよろしいのではないかと思います。部長いかがでしょうか。

○教育部長

大変貴重な御意見ありがとうございます。

違う目線と言いますか、一方通行だけの目線ではなくて反対側の目線も大変重要かと思っております。今後、私どもも人選する際は、そのところについても気を付けながら人選にあたってまいりたいと思っております。今後、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○臼井委員

よろしくお願いします。

○大宮司教育長

貴重な御意見ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第6号「那須塩原市那須野が原博物館協議会委員の任命について」につきましては、原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということで、原案どおり可決いたします。

＜議案第7号について＞

○大宮司教育長

続いて議案第7号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致推進本部設置要綱の制定について」を議題といたします。

まず初めに事務局から議案の説明をさせます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【提案理由】

東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致事業の推進体制を整備するに当たり、総合的な企画・審議を行う推進本部の設置要綱の制定について、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

はい、事務局からの説明がございました。

以前にも話をさせていただきましたが、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックまで残すところ3年でございます。この誘致事業につきましても本格的に取り組まなければならないということでございまして、その体制を整えるということで今回設置要綱を上程させていただきました。

このことにつきまして、委員の皆さま方から御質問や御意見ございましたらお願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

これは2020に向けてということですから、期限付きの要綱で、終われば自動的に無くなるということによろしいのですか。

○大宮司教育長

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

そういう御理解でよろしいかと思いますが、今、私どもの方で日々努力しておりますホストタウン事業というものが関連でございまして、申請が受理されますとオリンピックが終わった後も、このような国際交流とか文化交流については継続して国の補助が得られるということになっておりますので、その時点においての検討とはなりますが、要綱の中身を変え継続することもあるかと思えます。

○神島委員

わかりました。

○大宮司教育長

その他、ございますか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

課長の答弁でホストタウンという言葉がありましたので、お聞きいたします。これまでの教育委員会の中でも進捗状況や途中経過はうかがっておりますが、その後の状況はいかがでしょうか。

○大宮司教育長

はい、スポーツ振興課長

○スポーツ振興課長

教育委員の皆さまには、いろいろと御心配をいただきありがとうございます。

現在の進捗状況でございますが、この推進本部の設置についてもホストタウン時の登録にかなり有効な組織の設置でございまして、これが1つの取組みということでございます。また、はっきりと決定はしておりませんが、5月の13日、14日に横浜で国際トライアスロン大会がございまして、そこにオーストリアの選手が4、5名ほど参加するという情報をいただいております。もちろん役員の方も来られますので、交渉中ではございますが役員の方に那須塩原市に帰りに寄っていただいて、スポーツ施設を見ていただけるのであれば、それも一つのホストタウンの申請の中のかなり大きな項目になります。まだはっきりとはしておりませんが、直近の取組みとしては報告出来るところは以上であります。

○大宮司教育長

御存じのとおり、ホストタウン、それから事前キャンプ地につきましては、ターゲットをオーストリア共和国に絞っております。

ホストタウンにつきましては運動関係に限らず文化的なものも含めて国際交流を更に促進するという大きな狙いがあるわけですが、それを進めていく上でも事前キャンプ地誘致事業が大きな弾みをつけるということになりますので、その体制を整えて動き出していきたいという思いが込められております。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

せっかくホストタウンに申請するところですから、ぜひ柱がやっぱりないと困ってしまうかと思っておりますので、9号議案も関係があるかと思っておりますけれども、早急に要綱を制定して誘致に向かっていった方が良いかと思っております。

○大宮司教育長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

それでは、議案第7号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致推進本部設置要綱の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでございますので、原案どおり可決いたします。

<議案第8号について>

○大宮司教育長

続いて議案第8号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致に係る庁内検討委員会設置に関する要領の制定について」を議題といたします。

まず初めに事務局から議案の説明をさせます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【提案理由】

東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致事業の推進体制を整備するに当たり、基本的な企画・審議を行う庁内検討委員会の設置に関する要領の制定について、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明がございました。

先ほどの資料25ページにありますとおり誘致活動推進本部を支える組織として私それから各部長、各部の幹事課長が主なメンバーとして構成されます。

このことにつきまして、委員の皆さま方から御質問や御意見ございましたらお願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

先ほどオーストリアの話も出たところです。

私は郷土史をやっているものですから、先月、市の秘書課から依頼があり、東那須野公民館で市と国際交流協会の共催でオーストリアの姉妹都市になった経緯等の話をさせていただきました。秘書課のフロレンティーネさんと一緒に掛け合いで1時間半程行い、また来月には稲村公民館で行いますが、彼女はウィーン大学で日本文化を学ばれた方で、日本の文化のことを詳しく知っておりますから通訳の際もニュアンス

をうまく伝えてくれるのではないかと思います。せっかく那須塩原市の職員として来ていただいておりますので、例えば、オーストリアの方への説明等をフロレンティーネさんをお願いしてもよろしいのではないかと思います。

○大宮司教育長

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

御提案、大変ありがとうございます。

先ほど申し上げました、5月中盤の国際トライアスロン大会の後に本市に来ていただくということについては、秘書課を通してフロレンティーネさんに話をしており、その際には通訳をお願いしております。

○大宮司教育長

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

ちょうど、交流事業でオーストリアから生徒達が来る時期と重なっていませんか。

○大宮司教育長

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

それより早いです。

○大宮司教育長

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

一緒だったら良かったですね。ちょうど来ていというのがあれば、また、お話が近くなるのではないかなと思いました。

○大宮司教育長

貴重な提案、ありがとうございました。

今、臼井委員から話がありましたとおり、コミュニケーションを図るには相手の文化を理解することがとても大事な訳で、この辺は中学生派遣の中で我々も気づいてきております。それが市民レベルに広がっていけばいいのかなと思っているところであります。

ほかにいかがでしょうか。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

誘致活動推進本部と庁内検討委員会が始まるということですが、今までの那須塩原市での中学生の交流事業をやっている上で、卒業されたお子さんが、こちらの誘致活動と一緒に入れるような機会はないのでしょうか。せっかく海外事業でリンツに行っておりますので、実際に行ったお子さんにもそういった場を見せてあげると勉強

になるのではないかと考えたのですが。

○大宮司教育長

はい、スポーツ振興課長

○スポーツ振興課長

御意見、ありがとうございます。

推進本部メンバーにつきましては、これから各関係機関にお願いするところで、まだ決定しておりません。基本的に考えられるのは、教育関係機関、それから経済産業、国際交流、観光、交通、警察、医師会、自治会、議会等があるかと思います。田村委員の御意見のとおり、今までの中学生海外派遣でオーストリアの方とかなり携わっていただいた参加者も大人になっている方もいらっしゃるかと思いますので、本市にお住まいになっている方がいらっしゃいましたら本部の方に入っていただくのも一つの案なのかなと思います。御提案を受けさせていただいて事務局で検討させていただきたいと思います。

○大宮司教育長

補足になりますけれども、中学生海外派遣OB、OGにつきましては、以前に報告させていただいているとおりグローバルリーダー養成講座という形で、本年度もやっていきたいと思っております。今年は、中学生海外派遣に行く子たちも自動的にその講座に参加するというような形をとることにより更に厚みを増していくようにしたいと思っておりますし、3月まで中学3年生だった子たちの何人かは高校に進学する際、海外留学が実現できるような環境の整った高校にということで進学した子もおりますので、今年も高校生も絡めて、その子たちがやがて国際交流に何らかの形で貢献してもらえるような仕組みづくりをこの組織等も活用しながらやっていければ良いなと思っております。

貴重な御意見、ありがとうございました。

そのほか、ございますか。

よろしいですか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

それでは、議案第8号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致に係る庁内検討委員会設置に関する要領の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

異議なしということでございますので、原案どおり可決いたします。

＜報告第 1 号及び報告第 2 号について＞

○大宮司教育長

次に報告に入ります。報告第 1 号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第 2 号「平成 29 年度準要保護児童生徒の認定について」、一括して事務局説明から説明させていただきます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第 1 号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第 2 号）】

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

はい。事務局の説明が終わりました。皆様から御質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

参考までに就学のあった小規模特認校の 1 校はどちらの学校になりますか。

○大宮司教育長

はい、学校教育課長

○学校教育課長

青木小学校になります。

○臼井委員

はい、わかりました。

○大宮司教育長

ほかございますか。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

準要保護児童生徒の認定件数ですが、昨年度同時期と比べて増減というのはいかなものでしょうか。

○大宮司教育長

はい、学校教育課長

○学校教育課長

昨年度は、申請件数が小中合計で761件認定件数が757件、不認定件数が4件ということですから昨年度よりも増えております。

○神島委員

はい、わかりました。

○大宮司教育長

ほかにございますか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

今回は、不認定の数が普段の月より多いような気がするのですが、主な不認定の理由を教えてください。

○大宮司教育長

はい、学校教育課長

○学校教育課長

所得の問題が多くありました。

○臼井委員。

はい、わかりました。

○大宮司教育長

ほかにございますか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。
それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。